



データ提供を行う際に想定される侵害事例②（契約責任を直接問えない再委託先等がある）

データ提供事業者
A社

X社とは契約関係がなく、C社の監督責任しか問えない。
不法行為では差止めができないので侵害を止められない。

学术论文要約データベース

- ・有償でID・パスワードを付与
- ・学内・研究のために利用
- ・法人契約内利用

① 第三者提供禁止

図書館 C

② 学内、研究目的のみ
利用可

D社の調査委託を受注したい。
商業利用してしまう。

Xは図書館に通って
データをダウンロード

③ データを使用して得られた
レポートを納入

今後の〇〇国のマーケット
進出に必要なデータがほしい。
Xさん、できるだけ
安く調査して。

海外進出予定の
中小企業 Y社

統計分析会社 X社

データ提供事業者
A社

X社とは契約関係がなく、C社の監督責任しか問えない。
不法行為では差止めができないので侵害を止められない。

人体計測データベース

- ・対価を払った人にはパスワードを付けてメール送付
- ・直接の契約当事者(委託先含む)以外への提供は不可

① 第三者提供禁止

製造メーカー C社

② 本プロジェクト限りで使用
使用後は廃棄

大口顧客 Y社のためにも
3D-CADデータを流用
してしまう。

3D-CADソフト
の開発委託

ライバル製造メーカー Y社

④ Aのデータを使用して作った
3D-CADソフトを納入

⑤ 元データも
売って稼ごう。

⑥ 転売

ソフトウェアメーカー
D社

⑦ Xの不正提供を知って
購入して使用

AのデータはA社からしか購入
できないはずだが、Xが格安で
売ってくれるならXから買って
しまおう。

ソフトウェアメーカー X社